

発明の効果的な守り方

平成15年11月19日

明成国際特許事務所

弁理士 加藤 光宏

E-mail : katomi@meisei.gr.jp

HP : <http://www.meisei.gr.jp>

－ 目次 －

1. 特許法改正の動向	3
(1) 近年の特許法改正	3
(2) コンピュータソフトウェアの保護	3
(3) ビジネスモデル特許	4
2. 明細書の書き方	5
(1) 出願書類の様式	5
(2) 執筆前の準備～発明を捉える	6
(3) 特許請求の範囲	8
(4) 明細書～発明の名称、背景技術、課題	10
(5) 明細書～発明の開示	11
(6) 明細書～実施例	13
3. その他のトピックス	15
(1) 知的財産基本法	15
(2) 職務発明問題	16
(3) 標準化と特許	18

1. 特許法改正の動向

(1) 近年の特許法改正

平成5年以降、頻繁に特許法等の改正が行われている。

改正のキーワードは、「○保護の充実化」と「◇国際調和」と言える。

- 平成5年法改正
 - ◇補正要件の改正（新規事項追加の禁止など）
 - 実用新案制度の無審査制度化
- 平成6年法改正
 - ◇特許付与後の異議申立制度
 - ◇外国語書面制度
- 平成8年法改正（商標法）
- 平成10年法改正（意匠法）
 - 損害賠償額の推定
- 平成11年法改正
 - ◇審査請求期間を3年に短縮
 - 早期出願公開制度
 - ・インターネット等での開示によっても新規制阻却
- 平成14年法改正
 - プログラムを「物」として取り扱う
 - 間接侵害規定の拡充
 - ◇明細書と請求の範囲の分離
 - ◇先行技術文献開示制度
- 平成15年法改正
 - 料金の改定（出願料、特許料DOWN、審査請求料UP）
 - ◇特許異議申立制度の廃止（無効審判制度に一本化）

(2) コンピュータソフトウェアの保護

コンピュータソフトウェアについては、特許法に言う「発明」に該当するか否かという観点で議論の対象となっていた。

特許法第2条は、「この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定している。コンピュータソフトウェアについては、「自然法則を利用した」と言えるか否かが問題となっていた。

ソフトウェア関連発明（コンピュータソフトウェアおよびデータ）について

は、保護の要請を受け、下表に示す通り、主として法改正ではなく、運用指針または審査基準の改正という形で保護の充実化が図られてきた。

時期	改正対象	内容	適用時期
H9(1997).4	ソフトウェア審査運用指針	ソフトウェア関連発明について、「方法」、「記録媒体」というクレームを認める。	H9.4.1以降の出願（優先権主張を伴う場合は、現実の出願日基準）
H13(2002).1	審査基準	ソフトウェア関連発明について、「プログラム」というクレームを認める	H13. 1. 10以降の出願（優先権主張を伴う場合は、現実の出願日基準）
H14(2002).9	特許法	プログラムを「物」として取り扱う	H14(2002).9.1 施行

但し、現状でも、全てのコンピュータプログラムおよびデータが「発明」として認められる訳ではない。例えば、現行の審査基準は、「プログラム言語」自体を「発明に該当しないもの」として例示している。

現行審査基準では、保護対象となるソフトウェアは、「ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」ことが要求される。

（3）ビジネスモデル特許

狭義には、ビジネスモデル特許とは、

- ①何らかのビジネスに関する処理を実現するコンピュータシステム（特に、インターネット）
- ②コンピュータシステムを利用してビジネスに関する処理を実行する方法に与えられる特許を言う。

従って、ビジネスを行う方法自体は、特許の対象とはならない。

2. 明細書の書き方

(1) 出願書類の様式

出願書類には、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書、図面が含まれる。従来、特許請求の範囲は、明細書の一項目として記載するようになっていたが、平成14年法改正により、別書面に分離された。

今回は、権利取得上、重要となる「特許請求の範囲」、「明細書」に絞って、作成方法を説明する。

各書面に記載すべき事項は、次の通りである。各書面は、「40文字/行×50行以内」で、10～12ポイントの文字を用いて記載することとされている。

変更前と変更後の明細書記載項目の対応関係は以下のとおりです。

変更前	変更後	備考
	【書類名】特許請求の範囲 【請求項1】	特許請求の範囲は書類として独立します
【書類名】明細書 【発明の名称】	【書類名】明細書 【発明の名称】	【発明の名称】は一番最初に記載します
【特許請求の範囲】 【請求項1】 【発明の詳細な説明】		発明の詳細な説明は記載不要になります
【発明の属する技術分野】	【技術分野】	
【従来技術】	【背景技術】	
【発明が解決しようとする課題】	【発明の開示】	【発明の開示】のサブタイトルとして【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】、【発明の効果】を記載します
【課題を解決するための手段】	【発明が解決しようとする課題】	
【発明の効果】	【課題を解決するための手段】	
	【発明の効果】	
【発明の実施の形態】	【発明を実施するための最良の形態】	
【実施例】	【実施例】	実施例には連番を付与することもできます
	【産業上の利用可能性】	新たに記載可能になりました
【配列表】		
【図面の簡単な説明】	【図面の簡単な説明】	【図面の簡単な説明】のサブタイトルとして【図1】を記載します
【図1】	【図1】	
【符号の説明】	【符号の説明】	
	【配列表フリーテキスト】	新たに記載可能となりました ここには、ST25の数字見出し<223>「他の情報」の内容を日本語で記載します
	【配列表】	配列表は一番最後に記載します

(特許庁HPより)

(2) 執筆前の準備～発明を捉える

明細書を執筆するには、まず、「発明」を適格に把握する必要がある。

「適格に」とは、従来技術を含まないこと、侵害逃れを許さない十分に広い発明概念を把握することである。

「発明」は、従来技術に存在した課題を解決するものである。従って、「従来技術」、「課題」を踏まえて、解決原理を把握することが重要となる。



発明を捉えるための手法（加藤メソッド！）

【例題】

今まで、断面円形の鉛筆（赤鉛筆のようなもの）しかなかったとする。
ある発明者が、断面六角形の鉛筆を発明し、特許出願しようと考えた。

ステップ1：まず、従来技術、課題、本願を思いつくままにメモ書きする。

【従来】

断面円形の鉛筆

【課題】

紛失しやすい、落下して芯が折れやすい

【本願】

六角形断面にした

ステップ2：課題と本願の対応関係をにらみ、本願はなぜ課題を解決できているのか（解決原理）を考える。検討結果はメモに反映させる。

【従来】

断面円形の鉛筆

【課題】

紛失しやすい、落下して芯が折れやすい←・転がりやすい

【本願】

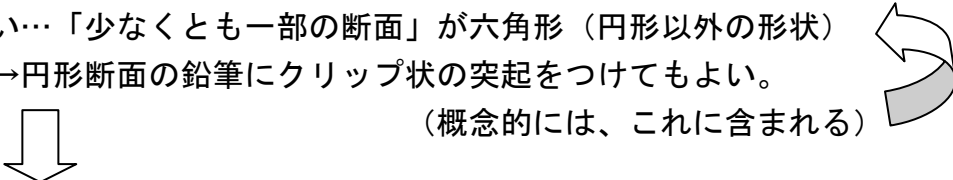
六角形断面にした（転がりにくい断面形状とした）

ステップ3：解決原理にのっとった実施例を他に検討し、発明の上位概念化を図る。

【従来】
 断面円形の鉛筆

【課題】
 紛失しやすい、落下して芯が折れやすい←・転がりやすい

【本願】
 六角形断面にした (転がりにくい断面形状とした)
 →断面は、三角形、四角形などでもよい…多角形なら良い
 →多角形でなくても楕円形でもよい
 →必ずしも全長に亘って六角形でなくてもよい。一端だけ六角形でもよい…「少なくとも一部の断面」が六角形 (円形以外の形状)
 →円形断面の鉛筆にクリップ状の突起をつけてもよい。
 (概念的には、これに含まれる)



筆記具の軸長の少なくとも一部に、非円形断面の部位を設けたこと

ステップ4：上位概念化した「発明の本質」が、従来技術を含んでいないかどうかを確認する。

例えば、「ゴルフ鉛筆 (右図)」は既に存在したとすると、これを避けるように本願の概念を減縮する必要がある。



以上のステップを繰り返し行うことで、従来技術を含まず、課題の解決原理を踏まえて、発明の本質を捉えることができる。

ここで、十分に発明を練り込んでおくことにより、以後の執筆作業の効率化を図ることができる。

(3) 特許請求の範囲

■ 形式

【請求項1】…(独立項)
 ホワイトボードであって、…(プレアンブル)
 文字を手書きするための手書き領域を含むボード部と、…(構成要素)
 ペンと、…(構成要素)
 前記手書き領域を走査して前記手書き領域に書かれた文字の画像を取得するスキャナ部と、
 前記スキャナ部で取得された画像を印刷する印刷部とを備えるホワイトボード。
 【請求項2】…(従属項)
 請求項1記載のホワイトボードであって、
 前記スキャナ部は、
 前記ホワイトボードの短辺方向に配置されたセンサアレイと、
 前記センサアレイを前記ホワイトボードの長辺方向に平行移動させる移動機構とを備えるホワイトボード。

請求項には、独立項と従属項とがある。それぞれいくつ設けても構わない。

従属項とは、独立項に対して新たな構成要素を追加した請求項(外的付加)、または独立項のいずれかの構成要素を下位概念化した請求項(内的付加)である。

日本では、独立項の構成要素を置換した従属項(例えば、「スキャナ部に代えて、…撮像部を備える」)も認められてはいるが、お奨めしない。

■ 請求項を記載する上での留意点

- ☆ 把握した「発明の本質」を明確に表現する。
- ☆ 無用な限定を加えない。
- ☆ 分かりやすい表現を心がける。

発明の把握時に用意したメモを身ながら、発明の本質を言葉で表現していく。

請求項は、権利解釈の基礎となる部分であるため、特に慎重に記載することが要求される。発明の把握時に考えた実施例が全て網羅され、かつ従来技術を含まないような表現を考える。

発明を上位概念化して記載することは大切であるが、多数の実施例が存在する場合に、無理な上位概念化を行うと不明確な請求項となりやすい。このような場合には、複数の独立項に分けた方が好ましい。

審査官、裁判官が読んで分かりやすく記載することも重要である。例えば、不必要に冗長な表現は避けたい。

明確

- 用語を統一的に用いる
- 構成要素同士を関連付ける

他の構成要素と関連づけられていない構成要素は次の3パターン

- ①無用な構成要素
- ②その構成要素自体の説明不足
- ③その構成要素を関連づけるための別の構成要素の欠落

- 相対的な表現は用いない

悪い例： 文字を手書きするための十分大きい手書き領域
前記手書き領域を速やかに走査して

無用な限定を加えない

悪い例： 文字を手書きするための手書き領域を含む、表面が樹脂コートされたボード部



均等論について

近年、ポールスプライン事件の最高裁判決（平成六年（オ）第一〇八三号平成一〇年二月二四日第三小法廷判決）により、技術的範囲（権利範囲）の解釈の一つの基準として「均等論」の適用が是認された。

「均等論」とは、イ号が、請求項に記載された要件を、文言上は認めていない場合でも、次の5つの条件を満足する場合には、均等物として技術的範囲に属すると解釈する手法である。5つの条件とは、①イ号と請求項との相違点が特許発明の本質的部分ではない；②相違点は置換可能；③相違点は置換容易；④イ号は公知技術でない；⑤イ号は意識的除外に当たらない；である。

但し、権利解釈の原則は請求項の文言である点に変わりはない（特許法第70条）。従って、請求項の記載は、均等論の適用を期待することなく、考え得る限りの実施例を文言上、明確に含めるように努めるべきである。

(4) 明細書～発明の名称、背景技術、課題

【発明の名称】

- ・ 発明の内容に応じた簡潔な名称とする。
- ・ 発明の特徴を細かく入れる必要はない。

悪い例： 手書き文字をスキャンして印刷可能としたホワイトボード

- ・ 「最新式」、「改良型」などの表現は使用しない。

【背景技術】

・ 課題を説明するために必要な背景技術のみを簡潔に記載する。背景技術は、多く書いても、権利解釈上、有利に働くことはない。多く書くと、逆に、不用意な記載によって権利解釈を狭める要因となる恐れが生じる。

・ 社内的に実施されている「従来技術」であっても、公知でない場合には、記載しない。(∵権利化の足をひっぱることになる)

・ 出願時に知っている「先行技術文献情報」を記載する。但し、わざわざ調査する必要はない。

先行技術文献情報は、刊行物の書誌的事項を明細書中に記載すれば足り、文献のコピーを添付する必要はない。

<< 記載例 >> (審査基準より)

【0001】
 【特許文献1】
 特開2001-000000号公報(第5-7頁、第1図)
 【非特許文献1】
 0000著「△△△△△」××出版、2001年1月1日、p. 12-34

(5) 明細書～発明の開示

【発明が解決すべき課題】

- ・把握時に検討した「課題」を簡潔に記載する。背景技術と同様、書きすぎは良くない。
- ・課題は独立項に対応したもののみでよい。
- ・分かりやすい記載とするため、具体例に基づいて課題を記載し、最後に課題の上位概念化を行っておくことが好ましい。

<< 記載例 >>

【発明が解決すべき課題】

【0001】

しかし、従来の**鉛筆**は、机上に置いた時などに、転がりやすかった。このため、紛失しやすかったり、机から落下して芯が折れるなどの不都合があった。かかる課題は、**鉛筆に限らず、筆記具一般に共通**していた。

【課題を解決するための手段】

■ 留意点

- ☆ 請求項の範囲をはみ出さないで手段・効果を説明する。
- ☆ 請求項の解説という意識で書く。
- ☆ 補正の弾込めを心がける。

手段・効果

手段は、請求項のコピーで良い。但し、読みやすくするために短文化、順序の入れ替えなどは行っても良い。

<< 記載例 >>

【課題を解決するための手段】

【0001】

本発明のホワイトボードは、…請求項1…ことを要旨とする。こうすれば、手書き領域の記載内容を印刷することができるため、記載内容を手書きする負担を抑制でき利便性が向上する。

効果は、請求項中の構成要素のみに基づいて導き出せる内容とする。

悪い例： 手書き領域の記載内容をA4サイズの下紙にカラー印刷することができる

請求項の解説

請求項の文言は、発明を上位概念化している。このことは、逆に、特定の具体例が、その文言に含まれるか否かが不明瞭になる危険性を含んでいる。従って、発明の把握時に考えた具体例や中位概念が、明確に含まれることを解説しておく。

また、請求項で一般的な技術用語でない新規な用語を用いた場合には、その定義を明記しておく。

<< 記載例 >>

本発明の筆記具は、軸部の少なくとも一部における直交断面が非円形を成していることを要旨とする。直交断面とは、軸部に沿って定義される軸に直交する断面を言う。…非円形には、六角形、三角形その他の多角形、楕円、扇形など、曲率の異なる曲線や直線をつなげて形成される種々の形状が含まれる。

補正の弾込め

特許請求の範囲、明細書については、出願当初の記載内容に新規事項を追加しない範囲で補正が認められる（特許法17条の2第3項）。新規事項追加に当たるか否かの判断は、非常に厳しい。

例えば、当初「弾性体」と記載していた部分を、「バネ」に補正しようとするためには、当初の明細書に「バネ」が記載されていることが要求される。

従って、将来の補正に備えた内容を予め明細書中に記載しておくことが好ましい。「わざわざ書くまでない」と思った事項でも、記載しておく必要がある。

本年10月に審査基準が改正され、若干、新規事項の判断基準が緩和されたとはいえ、出願時から万全の準備をしておくに越したことはない。

<< 補正の弾込めのパターン >>

- 請求項の中位概念、下位概念を明記しておく。
- 請求項の表現の明瞭化を試みる。

例： 約90° →約90° とは、例えば、80°～100°の範囲を言う。

(6) 明細書～実施例

■ 留意点

- ☆ 請求項に対応する実施例を用意する。
- ☆ 当業者が実施可能な程度に詳しく具体的に記載する。
- ☆ 簡潔、明瞭な記載を心がける。

請求項に対応する実施例

請求項の構成要素と実施例の具体的な構造との対応付けが明確になるように気を付ける。

実施例中に、「本実施例における、○○、△△が、本発明の***（請求項中の構成要素名）に相当する。」という記載を入れ、対応関係の明瞭化を図っても良い。

全ての請求項に対して、1対1で実施例を用意する必要はない。例えば、ベストモードに相当する実施例を記載し、その他の請求項については、変形例でカバーするようにすればよい。

<< 記載例 >>

【請求項1】 印刷部を備えたホワイトボード。

【請求項2】（請求項1の従属） 印刷部はカラープリンタ。

【請求項3】（請求項1の従属） スキャンした画像を、イメージデータとして出力可能な出力端子を備える。



【発明を実施するための最良の形態】

第1実施例…カラープリンタと、出力端子を備えたホワイトボード。

変形例

本実施例では、カラープリンタに代えて、モノクロプリンタを用いても良い。また、出力端子は、省略しても構わない。

実施可能な程度

○ 当業者が過度の試行錯誤や複雑高度な実験などを要せずに実施可能であればよい。

例： ホワイトボードの辺に沿ってスキャナを移動させるための機構は、レールとモータくらいを示しておけば足りる。レールの断面形状がどうなっているか？どの程度の出力のモータを用いているか？などは記載しなくてもよい。

○ 明細書は設計書ではない。無用な部分を詳細に記載するよりも、概念を網羅するよう心がけた方がよい。

例…ビールジョッキ（把手付きの硝子製コップ）の発明の場合

無用な記載： ジョッキの内径、高さ、厚みなどの寸法；ガラスの色など

有用な記載： ジョッキの断面は多角形、楕円など種々の形状が可能
ジョッキの側面は斜めに立設していてもよい
把手は上または下のみで固定されていてもよい

簡潔、明瞭な記載

○ 一文の長さを3行程度に抑える。

○ 説明は、「ハード→ソフトウェア→処理内容→効果→バリエーション」の順序が分かりやすい。また、常に、「全体から細部へ」という順序を心がけると良い。

○ 記載すべき事項には、それぞれ記載に適した場所がある。文中で、「なお」という表現を使いたくなったら、記載場所が不適切であることが多い。

<< 記載例 >>

本実施例のホワイトボードは、ボード、スキャナ、プリンタおよび制御ユニットを有している。ボードは文字を手書きするための横長の長方形をした白色板である。スキャナは、ボードの上下方向に配列されたセンサアレイを有している。スキャナは、ボードの上辺に沿って固定レールに取り付けられており、モータの動力を利用して左右にスライド可能である。プリンタは、カラーのインクジェットプリンタである。

ユーザが、このボードに文字を書き、プリントボタンを押すと、スキャナがスライドして、ボードの記載内容をイメージデータ化する。制御ユニットは、このイメージデータを入力し、プリンタに印刷を行わせる。なお、ボードの表面には、樹脂コートが施されており、ユーザは何度でも文字を消したり書いたりすることができる。

3. その他のトピックス

(1) 知的財産基本法

小泉内閣の「知的財産立国」構想に基づいて設立された知的財産戦略会議は、H14(2002)年7月に「知的財産戦略大綱」を発表、同12月に「知的財産基本法」を公布した。

知的財産基本法において、特許制度についての主要な制定事項は次の通り。

- ・ 発明者等の処遇の確保（8条）→次項で説明
- ・ 権利付与の迅速化（14条）
- ・ 訴訟手続の充実及び迅速化（15条） その他



これを受けて、現在は、次の2点について検討が進められている。

■ 知的財産高等裁判所の設置

東京に設置し、全国の特許訴訟を一括して扱う。

東京、大阪、名古屋などの各地裁高裁に次ぐ9番目の高裁。

重要事件では、専門委員（先端技術等の専門家）、裁判所調査官（技術及び知財の専門家）各1名が、3名の判事をサポートし5人の合議制。

■ 実用新案制度の見直し

実用新案制度には、特許制度に対し、早期権利化が可能という利点と、無審査制度に起因して権利行使が難しいという短所が存在する。

項目	実用新案	特許
保護対象	物の形状等に制限	方法等も含む
権利期間（終期）	出願から6年	出願から20年
権利化までの期間	約半年	約2～3年
実体審査	無審査制度	審査制度

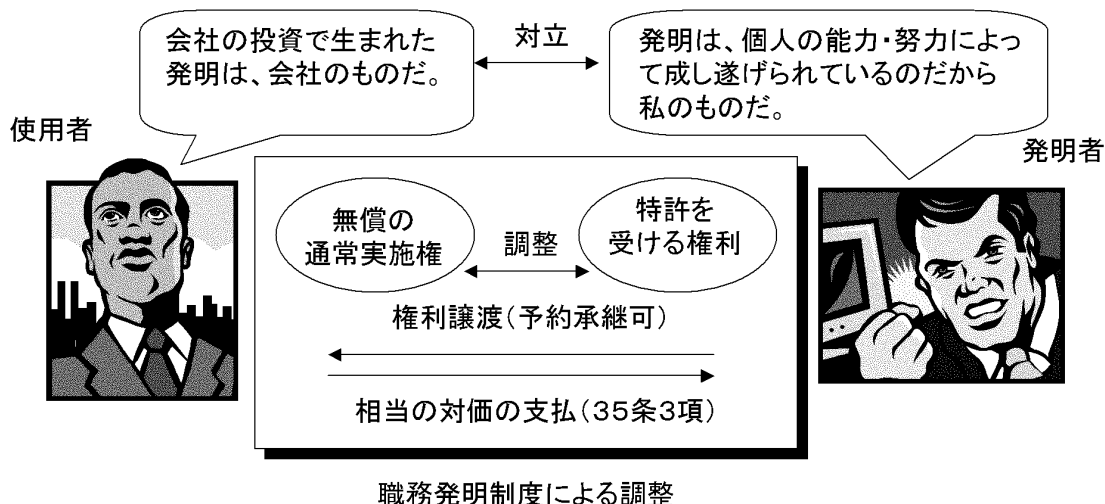
実用新案制度の利点を活かした制度への改正を検討中

- ・ 実用新案制度から特許への昇格を認める
- ・ 権利期間を10年に延長

これにより、実用新案制度で早期に権利化をし、必要に応じて特許権で更に強力な保護を図ることが可能となる。また、実用新案制度の利点が強まることにより、特許制度への集中が緩和され、特許出願の審査促進を図ることもできる。

(2) 職務発明問題

特許法は、職務発明について、使用者と発明者の利害を調整する規定を設けている。



近年、「相当の対価」(特許法35条3項、4項)を巡る訴訟が相次いでいる。

提訴	判決	裁判所	被告	発明内容	請求	判決	備考
79年	1983年12月	東京地裁	日本金属加工 東扇コンクリート工業		5840万	170万	
81年	83年9月	東京地裁			1240万	840万	
89年	92年9月	東京地裁	カネシン		3090万	1290万	売り上げ総額×0.5(ライセンス調整比率)×0.02(実施料率)×0.65(会社の貢献度を考慮)で相当の額を算出
91年	94年4月	大阪地裁	象印マホービン	ステンレス鋼製マホービンの製造方法	1億5000万	640万	
91年	94年5月	大阪高裁	ゴーセン	共重合体ポリエステル糸(釣糸、テニスラケット用ガット)	1600万	160万	売り上げ総額×0.5(他人の発明の実施を禁止することが出来たことによる効果)×0.025(実施料率)×0.4(会社の貢献度を考慮)で相当の額を算出
95年	01年5月	東京高裁	オリンパス光学工業	光ピックアップ	2億	250万	勤務規則で「相当の対価」を規定していたとしても、発明者には、それを超える対価の請求を行う権利が残されている。
2001年8月	2002/9(中間判決)	東京地裁	日亜化学	青色LED	20億	未	①業務命令に違反して行った発明であっても、職務発明に相当する ②対価が不当であっても、特許権の譲渡を要求することはできない
1998年	2002年11月	東京地裁	日立製作所	光ディスク読取装置	9億7000万	3490万	①相当の対価は、日本国内で得られた利益に基づいて算出する ②勤務規則で定めた額を超える対価を請求可能
2002年7月	未	東京地裁	日立金属	Fe-R-N系永久磁石	7600万	未	
2002年9月	未	東京地裁	味の素	人口甘味料「アスパルテーム(パルスweet)」	20億	未	米国企業からのライセンス料200億に対し、報奨金は1000万
2002年10月	未	東京地裁	昭和産業、敷島スター地	ビタミン成分「イノシトール」	16億	未	営業利益20億に対し、報奨金10万円

これらの争いの中で、対価の問題については、オリンパス光学工業の事件が重要である。

この事件については、本年4月22日に、企業側が発明者に対して228万9000円の支払いを命ずる最高裁判決が出された(平成13(受)1256補償金請求事件)。

オリンパス光学工業事件の概要

■ 争いの本質

特許法 35 条 3 項の規定

「従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、
職務発明について使用者等に特許を受ける権利...を承継させ...たときは、
相当の対価の支払いを受ける権利を有する」

この時、勤務規則で、相当の対価の額まで定めることができるか？が
問題となる。

■ 判決

結論：No！

対価の額は、勤務規則に拘束されるものではない。勤務規則に基
づいて支払われたとしても、それが相当の対価の額に満たない時
は、発明者は不足する額の支払いを求めることができる。

理由：いまだ職務発明がされておらず、権利の内容や価値が具体化する
前に、あらかじめ対価の額を確定的に定めることができないこと
は明らか。



今後の動向

産業構造審議会は本年 10 月に「職務発明制度の在り方について」の報
告書を公表した。

この報告書では、上述の最高裁判決に対し、「使用者等は、従業者等から
事後的に「相当の対価」との差額を請求される可能性が残るため、…対価に
ついての予測可能性が低い」という問題点を指摘している。

こうした問題点を踏まえ、「使用者等にとっての予測可能性を高めるとと
もに、発明評価に対する授業者等にとっての納得感を高め…原則として両当
事者間の「自主的な取り決め」に委ねることとすべき」と提案している。

(3) 標準化と特許

特許権は独占権である。その一方、標準（いわゆる規格）とされている技術については、メーカーは採用せざるを得ないという事情がある。従って、特許権者としては、自己が有する特許が技術標準として採用されると大きな利益を得ることになる。

■ 特許権が問題となった標準化技術

事実上、フリーと信じられ、安心して利用した結果、標準的な技術に成長した後、特許権者が権利を主張し始めると、大いに混乱を招く。

G I F 特許問題は、そのような典型的事例の1つである。

1985 : 米国で **Unisys 社の LZW 特許が成立** (USP4558302)

LZW圧縮法に関する特許・「AAAAAAAA」→「A×8」

1987 : CompuServe 社（現在は AOL に吸収）が、自社のネット上で画像を交換する際の推奨仕様として GIF を発表。

1993 : GIF のアルゴリズムが LZW 特許に抵触していることが発覚。

1994 : CompuServe 社が Unisys 社にライセンス料を払うことで合意。

Unisys 社は、**フリーソフトに関してはライセンス料を求めないという声明**を発表。この結果、いくつものフリーソフトが開発され、ブラウザの標準画像フォーマットとしても急速に広まる。

1996 : Unisys が急に前言を撤回。

フリーソフトに対しても特許料の徴収を開始。

1999 : 個別にライセンスを結ぶのが面倒なサイトに対して、**一括 5,000 ドル**の特許料を徴収する形のライセンス形態を発表。

(<http://tohoho.wakusei.ne.jp/wwwxx051.htm> より)

■ 特許プール

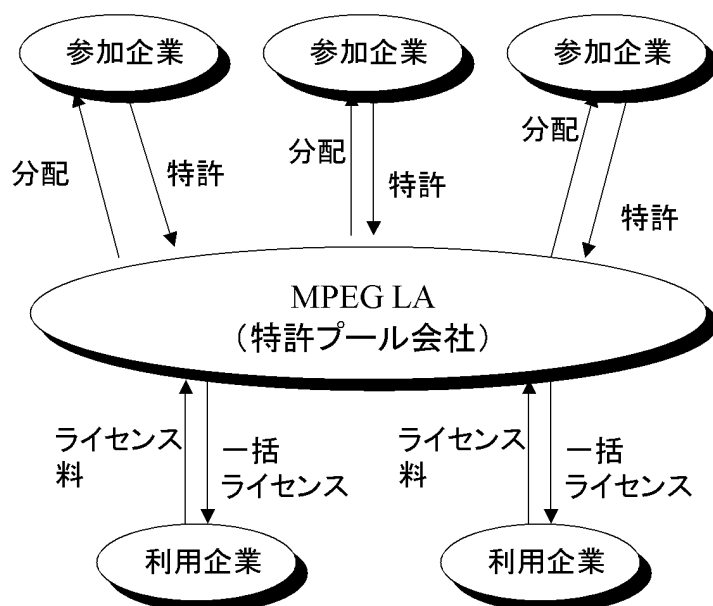
各標準化団体が特許権を調整する方法として、特許プールが挙げられる。

MPEGは、特許プールという方法で、標準化と特許権の調整をうまくまとめた事例である。

この方法では、MPEGに関する特許を保有する各参加企業は、MPEG LAという会社を、自社特許のライセンス交渉の窓口として認め、ライセンス料の分配を受けるという仕組みになっている。

MPEGを利用しようとする利用企業は、本来であれば、参加企業から個別

にライセンスを受ける必要があるが、MPEG LAから一括してライセンスを受ければ済む。



<<参加企業>> キヤノン、コロンビア大学、フランステレコム、富士通、GE、日立製作所、KDDI、ビクター、三菱電機、NTT、松下電器、フィリップス、サムスン、三洋電機、サイティフィックアトランタ、ソニー、東芝

複数の会社に個別にライセンス交渉する必要がないため、特許技術を導入しやすい

■ 標準化技術に対する特許フリーの動き

MPEG LAは、新規規格MPEG 4についても同様のライセンスを主張しようとしたが、米司法省が反トラストに相当すると声明を出し、市場からも大きな反発があったため、方針転換し、ライセンス料の大幅制限を行った。

W3Cも、インターネット技術に関しては、ライセンス料を採らないという方針に転換した。

こうした現象には、特許権によって得られる利益は、ライセンス料だけではないという背景がある。例え、ライセンス料がフリーであったとしても、自社技術が標準として取り上げられれば、先行開発者としての利益を得ることができる。

例えば、製品の開発が先行しているため、他社に先駆けて製品を販売することができる。標準として採用された技術の細部まで熟知している訳だから、その分、比較的容易に応用することもできる。更に、その改良技術を開発することも容易である。

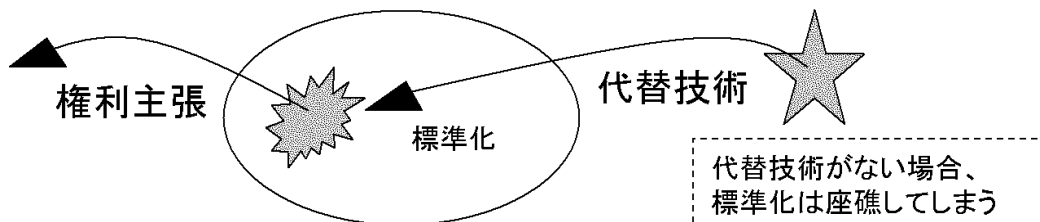
こうした動向に反するように、ブラウザについて特許権問題が生じた。

1998 : Eolas Technologies 社のプラグイン特許成立 (USP5,838,906)
 1999 : Microsoft 社の IE が同特許権を侵害しているとして提訴
 ActiveX コントロールの技術が問題とされた。
 2003.8.11 : Microsoft 社敗訴 (\$ 5 億 2100 万の支払い判決)
 2003.9 : Microsoft 社、IE の修正計画を公表
 2003.10.29 : 906 特許対抗措置
 W3C が出願前の公知技術に基づき、906 特許の再審査を
 USPTO に申請

■ 技術標準の設定時における問題

特許権の調整が難航する原因

- 基本となる特許は複数の会社にまたがって存在することが多い。
- 各企業は、できるだけ自社に有利な方向に標準を設定しようとする。つまり、自社の技術が標準に多く取り入れられ、他社の技術をできるだけ標準から外そうと試みる。



このように各社が利益を主張し始めると、標準化は非常に難航する。
 こうした例としては、DVDや次世代携帯 (CDMA) が挙げられる。

■ パテントポリシーにおける問題

標準化団体は、パテントポリシー (非差別的・無償あるいは合理的な条件でのライセンス供与を各権利者に求めること) を設定し、これに合致する技術について標準としてとりあげる方法を採用することが多い

↓

- ・「必須特許」、「合理的ライセンス条件」の基準をどのように定めるか
- ・「必須特許」の漏れがあった場合にするか? →DELL VL バス規格事件 (1995 年)
- ・出願公開前、特許成立前の技術をどのように扱うか